

# 議会運営委員会会議録

平成30年6月7日(木)

(開 会) 10:00

(閉 会) 10:13

## 案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

## 【 内 容 】

- 1 議案の説明・質疑
- 2 議案の付託委員会について
- 3 会期及び会議予定について
- 4 質問及び質疑通告並びに意見書案・請願の提出締切日について
  - (1) 一般質問通告締切日 6月8日(金)午後5時
  - (2) 議案に対する質疑通告締切日 6月18日(月)午後5時
  - (3) 意見書案・請願提出締切日 6月18日(月)午後5時
- 5 請願第14号の採決について
- 6 その他
  - (1) 本会議及び委員会において説明員を指名する際に用いる略称について
  - (2) 議員研修会の開催について 6月15日(金)午後1時から
  - (3) 次回委員会開催予定 6月21日(木)本会議終了後

---

## ○委員長

ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

平成30年第2回定例会の提出議案について執行部に説明を求めます。

## ○総務課長

まず、予算関係の議案からご説明いたします。

「議案第56号 平成30年度飯塚市一般会計補正予算(第1号)」につきましては、「平成30年度 補正予算資料」をお願いいたします。

3ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、表の下のほうに記載していますように、主に当初予算編成後に発生した事由により、早急に執行すべき経費につきまして、6億9139万6千円を追加するものです。4ページ以降に補正予算の概要等について、記載いたしております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

続きまして、議案番号が飛びますが、議案第62号の専決処分の承認「平成30年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第1号)」につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めますのでございます。

「平成30年5月31日専決」と記載しております「補正予算資料」をお願いいたします。

3ページをお願いいたします。表の下のほうに記載しておりますように、小型自動車競走事業特別会計の平成29年度決算に伴う14億6517万6千円の繰上充用に係る経費を補正するもので、補正額は52億6397万5千円を計上いたしております。内容の説明は省略させていただきます。以上が予算関係の議案でございます。

続きまして、予算関係以外の議案について、ご説明いたします。お配りしております「議案概要」で、説明させていただきます。

「議案第57号 飯塚市税条例等の一部を改正する条例」につきましては、地方税法等の改正に伴うもので、主な内容としましては、市民税関係では、資本金1億円超の普通法人等に対する法人住民税等の電子申告の義務付け、給与所得控除等の引き下げ及び基礎控除を見直すものでございます。たばこ税関係では、税率の引き上げと加熱式たばこの課税方式を見直すもの、また、固定資産税関係では、中小事業者等が新規取得する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例割合を規定するものでございます。

2ページをお願いいたします。「議案第58号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」につきましては、介護保険法及び介護保険法施行令の一部改正に伴い、合計所得金額の算定方法及び質問検査権の対象拡大に伴う罰則規定の整備等を行うものでございます。

「議案第59号 飯塚市消費生活センター条例の一部を改正する条例」につきましては、飯塚市消費生活センターの位置を新飯塚20番30号、立岩交流センターから吉原町6番1号、あいタウンに変更するものでございます。

「議案第60号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更」につきましては、平成30年10月1日から筑紫郡那珂川町が那珂川市となることに伴い、規約を変更するものでございます。

「議案第61号 市道路線の認定」につきましては、開発帰属、寄附採納、鎮西小中一貫校建設等に伴い、9路線を認定するものでございます。

議案第63号から第66号の4件の「専決処分の承認」につきましては、地方自治法の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めるものでございます。

議案第63号の「飯塚市税条例の一部を改正する条例」につきましては、地方税法の改正に伴うもので、法人市民税の申告納付について、一定の規定の適用を受ける場合に控除すべき額を法人税割額から控除できるようにするものでございます。また、固定資産税については、わがまち特例として規定された課税標準の特例割合等を整備し、土地の負担調整措置について、現行の仕組みを3年延長するものでございます。

3ページをお願いいたします。議案第64号の「飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきましては、地方税法施行令の改正に伴い、賦課限度額を医療保険分で4万円引き上げるもの及び均等割・平等割の減額対象範囲を拡大するもので、対象世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗じる金額を、5割軽減で5千円、2割軽減で1万円引き上げるものでございます。

議案第65号の「飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴うもので、放課後児童支援員の資格要件について、「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者」を「教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者」に改め、さらに、「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの」を追加するものでございます。

議案第66号の「飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、介護保険法の一部改正に伴うもので、看護小規模多機能型居宅介護の指定を受けるための条件について、現行の「法人であること」に加え、「医療法の許可を受けて診療所を開設している者」を追加するものでございます。

議案第67号につきましては、任期満了に伴います公平委員会委員1名の選任について、議会の同意を求めるもので、本会議最終日に提案させていただきたいと考えております。

4ページをお願いいたします。報告第5号から第17号までの13件の報告でございしますが、

「カーブミラー転倒事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」、「市営住宅の管理上必要な訴えの提起と和解の申立て」の専決処分、平成29年度の一般会計の継続費繰越計算書、一般会計の繰越明許費繰越計算書、土地開発公社等の平成29年度の決算、平成30年度の予算等につきまして、本会議最終日に報告させていただきたいと考えております。

以上、簡単ですが議案の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。なお、質疑は議会運営委員会の付託事件の範囲内をお願いいたします。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

次に、「議案の付託委員会」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

議案の付託委員会について説明をいたします。「平成30年第2回市議会定例会 議案一覧表」をご覧ください。

議案第56号及び57号は総務委員会に、58号は福祉文教委員会に、59号及び60号は協働環境委員会に、61号及び62号は経済建設委員会に、63号は総務委員会に、64号は協働環境委員会に、65号及び66号は福祉文教委員会に、それぞれ付託していただいております。

次に、人事議案であります議案第67号は、最終日に上程し、提案理由説明の後、委員会付託省略を諮っていただき、質疑、討論、採決としていただいております。

最後に、報告事項13件につきましては、最終日に報告、質疑としていただいております。

また、これにあわせる形で議案付託一覧表(案)も作成いたしておりますのでよろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「議案の付託委員会」については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「会期及び会議予定」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

会期及び会議予定についてご説明いたします。「平成30年第2回 飯塚市議会定例会会期日程(案)」をご覧ください。

会期につきましては、6月15日から29日までの15日間を考慮しております。

会議予定でございますが、本会議、委員会ともにそれぞれ会期日程(案)に記載のとおりと考慮しております。

なお、このうち、6月20日、水曜日の本会議につきましては、午後に市主催のセミナーが予定されております関係で、本会議は午前中のみ開催としていただいております。

また、6月15日の本会議開会に先立ちまして、4月1日付人事異動に伴います部次長以上の職員紹介を受けていただいております。

以上、ご審議方よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「会期及び会議予定」については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「一般質問、議案質疑の通告締切日及び意見書案・請願の提出締切日」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

案件に記載いたしておりますとおり、一般質問の通告締め切りにつきましては、明日、6月8日、金曜日の午後5時までとなっておりますのでよろしくお願ひいたします。

次に、議案に対する質疑通告及び意見書案、請願につきましては、6月18日、月曜日、午後5時までに提出していただきますようお願いいたします。以上です。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「一般質問、議案質疑の通告締切日及び意見書案・請願の提出締切日」については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「請願第14号の採決」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

総務委員会に付託されておりました「請願第14号 玄海原発再稼働の延期を求める決議に関する請願」につきましては、同委員会において、賛成少数により不採択となっております。よって、本会議初日における採決につきましては、委員長報告に対してではなく、請願についての賛否をお諮りいたしますので、請願第14号を採択とされる場合は、ご起立いただきますようお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。請願第14号の採決につきましては、ご了承願いますとともに、所属会派での周知をよろしくお願ひいたします。

次に、その他ですが、「本会議及び委員会において説明員を指名する際に用いる略称」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

会議の円滑進行のため、名称が長く指名しづらい職名につきましては略称を用いることとしておりますが、本年4月の組織変更に伴い、資料に記載しておりますとおりとするものでございます。本件につきましては、今定例会より運用していただいております。以上でございます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件についてはご了承願います。

次に、「議員研修会の開催」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

各議員には先日ご案内をいたしておりますが、本会議初日、6月15日、金曜日の午後1時から議員研修会の開催を予定いたしております。

研修会の開始時刻までに本会議が終了しないと判断される場合には、講師のご都合もごございますので、本会議をいったん休憩し、研修会を開催した後に、あらためて本会議を再開するという議事運営をさせていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件についてはご了承願います。

最後に、次回の委員会は6月21日、木曜日の本会議終了後に開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

本日の審査は全て終了いたしましたので、これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。